

1. 件名：原子燃料工業株式会社による輸送容器等に関する面談

2. 日時：令和2年2月5日（水）10時00分～10時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官、高野上席安全審査官、山後安全審査専門職、

甫出安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

東海事業所 燃料製造部長 兼 設備管理部長 他2名

5. 自動文字起こし結果：

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. その他：

なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それでは減免
0:00:05	行政相談ということでよろしくお願いいたします。
0:00:17	はい。原子燃料工業のキシタと申します。
0:00:21	えっとですね今日ご相談さし上げたい内容はですね、まず私どもが東京電力さんのほうでやっております事業の中でちょっとトラブルがございまして、
0:00:37	これは江藤東電さんのホームページの情報でございますけれども、1F6号機にある新燃料未使用の燃料をですね挑戦して私どもの補助の方に
0:00:53	搬出するという事業やっているんですけども、その中で、燃料棒をですね除染する装置があるんですけども、そちらのほうのトラブルで燃料棒が1本曲がってしまっております。
0:01:10	方ですねちょっと取り扱いを終わったくしどもども一緒に協議しております、
0:01:20	私どもの契約ではですね、基本的に助成したものはすべて私どもの東海事業所のほうに搬出することになる。
0:01:33	ただこのようなプレスの上方にございますように等がですね大きく変形しているということがございまして、どうやって持って帰るかというところがですね今技術的に検討しているところでございます。
0:01:53	私どもとしてはですね
0:01:58	許可をいただいているようでございまして、こちらは私どもは東海
0:02:07	ここで加工しました燃料を発電所に持っていく。輸送容器、NPO型という容器なんでございますけども、通常はこの容器の収納物許可いただいている内容としては組み立てさせて集合体ですね集合体を
0:02:25	容器に入れて発電所に輸送する事業所は移送するんですけども、当然さんとのもとの契約とかお話の中ではこの要求を使って除染した集合体形状で返送する。
0:02:43	要望なんですけども、このように大きく変形しております。
0:02:49	まず、大きいこのままでは入らないという状況でございます。
0:02:55	今ちょっと現場でですね測定した変形状況等ですね見ますと、こちらの図にございますように、そうですね。容器としてはこのままですと1メートルぐらいの幅のあるような
0:03:12	ちょっと今の強化されている要求よりも大きな容器が必要となるものでございますけども、
0:03:19	で、私どもとしては、あと考えられる方法としては、これを少しですね伸ばしまして

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:32	こういった
0:03:34	一方性のある看護ですね、
0:03:38	別途、設計しまして、これを既存容器の収納物として、許可を
0:03:46	いただくというようなやり方があるかなというふうに考えております。
0:03:51	今日ですねお話しさせていただきたかったのは、こういったものをですね許可を新たに収納物を追加という形になると思うんですけども、そういった場合にですねどういった手続き。
0:04:11	必要になってくるか或いは逆にも全くこれが、
0:04:17	残せない、もう本当にこの姿のままで輸送するということになりますと新しい沖になるわけですが、そういったものをですねやってく場合には、どういった審査のプロセスになるのかということをご、今日は御相談させていただきたいというふうに考えております。
0:05:13	はい。
0:05:17	ちょっと
0:05:20	それと原子燃料工業のホンダと申します。それでは今キシタの方からお話がありますように、二つやり方がある、一つは完全に新しい容器を仕立ててその運ぶ。その一つ前にですね今回箱ポート持つ燃料、
0:05:40	でございますけども、1本、
0:05:43	もう中には裏にサンゴが100グラム以上、
0:05:47	入っておりますので、いる型であるとか、そういったのを、許可の搬送、その中では難しいかなと我々の中では判断しております。
0:05:59	当然A型画分で性の輸送物として運ぶざるを得ないかなあと一歩だと思いうふうにご考えてございましてそれでこういった方法でというふうにご考えてございます。まず一つは、NTT4型毀損の集合体移送容器でございますけども、
0:06:18	そちらの中に
0:06:25	イメージの絵を少しちょっと作って参りましたが、こちらのまた回収させていただきますか燃料棒をある程度曲げ戻しをしまして、こういった密封性のある容器にちょっと種収納しててですね、
0:06:40	収納してそれを集合体本来集合体が入っている場所であるところに入れて運ぶでそれは今回限りでございますので、今回だけの輸送のために
0:06:57	とかというか、斜角等々申請させていただくためにその容器としての保険是正を御確認いただくという方法を、があるかとちょっとそれを考えてございますけども、それが一つ。あともう一つ先ほど申します通り
0:07:16	曲げ作業も上げてるか曲げ戻し作業を行わないままに輸送容器を新しく作った場合、どちらからなんでもいいですか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:31	どちらがより時間的にフィジビリティというか実現性があるかというのをちょっと考えたときには我々の中では
0:07:44	密封よう密封性のあるその1本の容器をある値を昨日また内側に入るよう気になるんですけども、それを仕立ててそれを
0:07:55	そういうの一部として使わせていただいて他所へ一発さくというふうにちょっと出ますけどもまああの1回の許可で運ぶ。
0:08:05	その場合に、もうちょっと我々の中で一応想定しているこの変更の範囲でとかございますので、その場合どのぐらいちょっと時間的な余裕を見ればA評価がいただけるのかってのはこんな判断というのは難しいと思うんですけどもちょっと
0:08:22	目安でも教えていただければ非常に助かるかなと思ってございます。
0:09:08	すいません規制庁のサンゴです。運搬物確認の申請の時間がどれぐらいの余裕が必要かという話になりますと、当核燃料施設審査部門とはちょっと所管が別になりますので、こちらでは、今お答えすることは難しいです。
0:09:31	原子燃料工業の本田でございます。そうしますとの
0:09:37	車両確認盤確認して申請の一部としていわゆる一発斜角みたいな形でやる場合は、その容器の往々としてはその適合性というかそちらについても基本的には、
0:09:55	別の部門で審査される、そういうなイメージでよろしいんでしょうか。
0:10:02	窓口として、まず、
0:10:05	各管のほうになっていますので、
0:10:08	そこでどういうそれされるかという話になりますと、ちょっとこちらでは
0:10:14	お答えしにくいというところで、
0:10:21	原子力のホンダでございます。どうぞ。そう。総合ようそういう意味ではちょっと視点を変えまして、技術的キーなところでええと、今我々が考えてる変更点であるとか、
0:10:39	例えばある程度大きく現状の容器の中にそのさらに内側に入れるというような費用状態でついでどのぐらいその追加の試験をやったらいいかなと。そういったところを本日確認させていただく。
0:10:57	ということは可能ですか。
0:11:21	規制庁のサンゴです。
0:11:23	設計承認の収納物を追加するような変更ということでよく書にもそのまま変更になるわけですけどもそういった手続きであるならば、既存のよく承認申請施工の設計承認申請の手続きに従って、
0:11:40	申請をいただいてから審査に入るという形になるかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:51	すいません原燃原子燃料工業のものでございます。等を
0:11:55	今のお話としてはわかりますそれでちょっと確認させていただきたいのは、例えばその今回輸送 1 回のために
0:12:06	輸送物の健全性を確認するために行うとし、この審査をお願いするというのと、
0:12:15	ちょっとできるかというか、
0:12:18	新しく
0:12:20	設計書設計や安全解析書に新しいこを輸送物を追加するというので、何でしょう。プロセスというか、時間的なそこは別の部門が担当になるからあれかもしれないけれども、実質その、
0:12:36	どちらが
0:12:39	よりその時間が短くなるかとか何か下がったりするんでしょうかすいませんにおきましてもございません。
0:12:51	規制庁のサンゴですけれども、それぞれの申請で審査の時間がどれぐらいになるかというところは実際申請をいただいてから、その中身を確認してという形になりますので、今どれぐらいでどちらが
0:13:07	早いとか、ナガイとかそういったところは、
0:13:11	なかなか難しいんじゃないかなと思います。
0:13:31	原子燃料工業の岸田でございます。
0:13:37	借地申請等それから設計承認のどちらかっていうのはそれはもう具体的な中身によるということですね。一方で運ぶ運び方というんですかね従来の容器を使うものとそれから。
0:13:54	新しく要求を使うものっていう日架空のことを一つ、もう一つ、5 件を検討とか少しご意見伺えればと思っけていまして、わたしどもがそもそもこういったものを収納管といったものを新たに収納物以下ということを
0:14:13	考えていた背景には直近でALT大型核燃料輸送物の設計承認変更をした実績ございまして 2015 年に申請した案件なんですけども、燃料棒の束をですね運ぶ集合体形状ではなくて燃料棒の
0:14:31	多忙運ぶ梱包隊というものを追加したことでございます。そこんときその時の市へと審査書、これも公開されているんですけども、考え方としてこの
0:14:44	容器本体のところの設計は変えないという方針であった。
0:14:50	ことと、それから梱包隊の方がええねん核燃料物質の量が少なかったということでもって、まず容器の本体の部分の
0:15:02	審査。
0:15:03	が、後々、それからもう一つ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:06	核燃料物質が少ないということで包絡ができるという、その二つの考え方である程度御審査を合理的に進めていただいたという経緯がございますので、審査書のほうにもそういったところがございまして、構造物構造は変更がないため、
0:15:24	もう適合している事業をしているというようなご判断をいただいております、一部もうが
0:15:34	集合体形状でないことですか、あとはその臨界い等に関しては多少は比率が変わるということで見直しをかけてございまして、そういったところを実際私どもも
0:15:51	SARの中に書かさせていただきました。このときの考え方で
0:16:00	やっていた、やっただけということはあるんですけども、このカーブが桁例えばこういったものを追加、追加する収納物として追加する場合に、同様の考え方を適用していただけるのかというときにこのときは何か特例があったというわけでもございませんので、
0:16:18	私どもとしては通常手続きで申請してこういった考え方で審査していただいたという経緯がございまして、これを
0:16:30	こういったもので適応いただけるのであれば私どもとしては、これで
0:16:36	早期に搬出が可能になるのではないかと考えているんですけども、一方で、こういったものになりますと、いわゆるそのえっと構造のところからすべてええ。
0:16:47	設計しても、前エビデンスをお出してそれをまた審査していただかなければいけないと、そういう考え方になると思うんですけども、その考え方というのは、
0:16:58	それで、
0:17:00	よろしいでしょうかというところ。
0:17:03	大体と思います。
0:17:05	規制庁のサンゴですけども、どういう結果になるかというのは申請をいただいてからではないと、そのお答えできません。今それで問題ないみたいなことというような
0:17:18	その事前に審査をするようなことはできません。
0:17:27	今、事業者さんが箱冒頭持つる収納物が、
0:17:32	自分が今まで設計した、その設計の範囲内であるかどうかという判断は、我々がする前にまず事業者さんがどうというふうに判断を
0:17:44	する。
0:17:45	という形になると思うのですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:49	そこで、その安全性にきちんとその設計の範囲内に入っているというものであれば、今までの設計の範囲内で使えるということになると思います。
0:18:04	町のイシイですけども、基本的には 2000 今 2015 年受けおっしゃいましたけど今ちょっと規制庁側の体制も変わってますし、
0:18:13	昨年 7 月にオープン審査会合をやっているんで、これ今度オープン審査会合で対象になる可能性はあります。それで、
0:18:23	今審査のやり方として、まず今サンゴが言った通り、事業者として、各条項に対して安全上問題ないってきちんと証明をしてもらわないと。
0:18:35	単純にそこに包含されてるかって言われてこちら今審査できない状況になっているので、
0:18:44	そこは適切にサンゴ得てる事業者としてまず設計変更を行ったときにどこを今までの設計とか得るのかっていうのを明確にしてもらって、その辺、設計変更が各条項に対してどういう影響をするのかっていうのを、
0:19:01	考慮した上で、新たな安全解析書を構築してもらってという形になるのかなと思います。なので今こういう形でできるかどうかと言われても、今のところはできませんになるかなというふうに
0:19:17	思っています。
0:19:30	安定性しますけど、できませんというか、判断できない。
0:20:13	すみません、規制庁のサンゴですけども、今日何か御相談いただく話と、ちょっとそれてしまうんですけども、今、燃料棒が曲がってしまったっていう面で今後それが落っこつその曲がってしまったら問題ないとか、
0:20:29	今後そういうのが起こらないとかっていう対応とかっていうのはきちんとなされてるんでしょうか。
0:20:37	はい。それは別途
0:20:41	福島の方とですねいわゆる東電さんと言えば、
0:20:47	発電所の江川と
0:20:50	再発防止ですとか、或いは現状の影響評価とか、そういったものについては進めております。
0:21:02	規制庁のサンゴです。ありがとうございます。
0:21:35	すみません、規制庁のサンゴですけども、ちょっと細かいところになるってお答えが商業的などところにかかるかもしれないんですけども。
0:21:46	この
0:21:48	曲がった燃料棒、
0:21:50	そのものをReportとしての密封性とか、
0:21:56	銀行がいけないとかは出してないとかっていうところは問題ないんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:32	原子燃料工業の記載がございます。その件につきましては現在調査、また評価を進めているところでございます。
0:27:39	規制庁のサンゴですけれども、
0:27:42	今回のようなアーマチュア運びたい集信Ⅱがこれから頻繁に
0:27:50	ビールとかっていうのであれば、本来その容器承認というシステムが頒布輸送するときに、あらかじめ承認することでいろんな省力化をするということなので、そういったことも考えられますし、
0:28:05	もうこれ以外にも発生しないようであれば、あらかじめ承認をして何回も使うってことがないんであれば、そもそもそういった手続きをするよりは、普通の車両運搬確認申請の方が、
0:28:19	数字ではないかなというようなことも考えられますけれども、別にどっちにしなきゃいけないという決まりがございませんので、
0:28:30	よく
0:28:32	公表されて
0:28:35	やっていただければと思います。
0:29:18	原子燃料工業のキシタです。
0:29:21	いただいたお話よく了解了解とか、理解いたしました。ですので私どもとして十分検討した上で申請等を行いたいと。
0:29:34	出ております。
0:29:35	すみません。
0:29:37	低減先ほど事前審査はできないというお話をそこは私どもも仕組みとして、理解いたしましたけども、例えば先ほどどこが変わってという。それだから条例に
0:29:56	条項にどのように影響するかというものをちょっと私どもの方で例えば整理したものでまたこういった事前相談を
0:30:03	ということは、
0:30:07	ご相談させていただくことはできるのでしょうか。
0:34:49	規制庁コウノです。何かほかにお聞きし、
0:34:53	確認しておきたいこと等がありますでしょうか。
0:35:00	それではもしなければですね、今日いくつか議論されたかと思うんですけれども、車両運搬確認を一波中核っていうんですか、そちらで検討されるか容器承認等々関係考えるか。
0:35:15	その辺選択肢はあるかと思うんですけれども、その辺はご検討いただいて、申請していただくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
0:35:30	じゃあこれで面談終了いたします。ありがとうございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。